

八王子市立南大沢中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立南大沢中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- （１） いじめは「しない、させない、許さない」を大原則とする。
 （２） いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
 （３） いじめを受けている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
 （４） いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

〇令和7年度の重点項目

「小中一貫教育をふまえた生徒会活動を通して、
 生徒が主体的にいじめを防止する取組を行う」

令和6年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇SNS などインターネット上のいじめ防止と情報収集
 〇加害側生徒の認識不足（いじめとっていない）
 〇生徒による主体的ないじめ防止活動の推進

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週月曜日 14時45分から
 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
 ※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめ情報の入手：「学校いじめ対策委員会」を招集する
 ② 正確な実態把握：被害者、加害者、周囲の生徒から聞き取り
 ③ 指導体制、方針の決定：加害生徒への指導方針について決定
 ④ 生徒への支援・指導：被害生徒に対する支援
 加害生徒に対する指導
 ⑤ 保護者との連携：双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える
 ⑥ 今後の対応：継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導等の実施

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 5月26日 「重大事態の理解と対応」
 8月26日 「早期発見と組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 1 学期 弁護士によるいじめ予防授業
 2 学期 メディアリテラシー授業
 （SNS 等でのいじめ防止）
 通 年 道徳の授業内でいじめ防止に関わる内容を扱う

SOS の出し方に関する授業

1 学期に設定している「いのちの日」「いのちの大切さを考える週間」を中心に、道徳の授業等で「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用して、信頼できる大人や、外部機関、友人等、周囲への SOS の出し方を学習する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校朝礼での校長講話で、「命の大切さ」と「いのちの大切さを考える日」の意義について話す。
- ・「いのちの日」を初日とした1週間を「いのちを大切に考える週間」と位置付け、各教科で命の大切さに触れる授業を行う。

生徒の自己肯定感を高める取組

- 〇よさを認め評価する
 ・学校生活の様々な場面で生徒のよさを見つけ、そのよさを価値付けたり、他者からの評価を受ける場面を設定したりして、生徒自身が自分のよさに気付くことができるようにする。
 〇自分の役割に責任をもたせる
 ・生徒が自主的・自発的に活動する場面を設定し、責任をもって最後まで取り組むことができるよう生徒を励まし、生徒に達成感や充実感をもたせる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。